省　令

○総務省令第九十八号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十九条の規定に基づき、旧郵便貯金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

総務大臣　片山　善博

旧郵便貯金法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法施行規則（平成十五年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号に次のただし書を加える。

ただし、復旧を行わないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十九号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条の規定に基づき、旧簡易生命保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

総務大臣　片山　善博

旧簡易生命保険法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法施行規則（平成十五年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号に次のただし書を加える。

ただし、復旧を行わないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

法務大臣　江田　五月

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表松江地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「八束郡」を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び久喜支局」を「、久喜支局、上尾出張所及び草加出張所」に改める。

第六条に次の二項を加える。

2　宇都宮地方法務局栃木支局管内栃木県下都賀郡壬生町北赤塚町に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局で取り扱わせる。

3　宇都宮地方法務局管内栃木県鹿沼市大字七ツ石に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局栃木支局で取り扱わせる。

第十三条第一項中「明石支局」の下に「、加古川支局」を加え、「及び東神戸出張所」を「、東神戸出張所及び八鹿出張所」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　大分地方法務局杵築支局及び宇佐支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、大分地方法務局で取り扱わせる。

第三十九条中「八戸支局及び五所川原支局」を「弘前支局、八戸支局、五所川原支局、十和田支局及びむつ支局」に改める。

第三条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第十三条第一項の改正規定及び第三条の規定　平成二十三年八月八日

二　第二条中登記事務委任規則第三十一条及び第三十九条の改正規定　平成二十三年八月二十二日

三　第二条中登記事務委任規則第三条第一項の改正規定　平成二十三年八月二十九日

告　示

○国家公安委員会告示第十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年七月四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N11－15	キャプテンスタッグ　エレック206 イーサイクル ＰＬ－Ｅ20Ｓ〈ＹＣ－9801〉	パール金属株式会社 新潟県三条市五明190番地
交　N11－16	ヤマハパス X771	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N11－17	ＮＧ032 ＥＮＧ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年七月四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A11－15	キャプテンスタッグ　エレック206 イーサイクル ＰＬ－Ｅ20Ｓ〈ＹＣ－9801〉	パール金属株式会社 新潟県三条市五明190番地
交　A11－16	ヤマハパス X771	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A11－17	ＮＧ032 ＥＮＧ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13